

平成27年4月15日

各 位

会社名 東京電力株式会社
代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 砂盛 京子
(TEL. 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣府機構担当室及び経済産業省資源エネルギー庁）に対し、平成26年8月8日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を平成27年3月27日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以 上

添付資料：総合特別事業計画の変更の概要

<参考：総合特別事業計画（抄）>

http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu15_j/images/150415j0402.pdf

総合特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」及び「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、廃炉等の実施状況、フュエル&パワー・カンパニー（燃料・火力発電事業会社）の包括的アライアンスなど、公表されている事実について所要の変更も実施。
- 今回変更しないその他の項目については、需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえ、今後精査のうえ所要の変更を検討。

2. 主な変更内容

(1) 要賠償額の見通し

- 昨年8月の認定時から、要賠償額の見通しは7,037億円増加。
- 今回追加で資金援助申請した額は、上記要賠償額の増加から、福島第二原子力発電所事故に対する賠償に係る補償金689億円を差し引いた6,348億円。

<今回の資金援助申請額増加の主な内訳>

- ・ 除染費用の一部について合理的な見積もりが可能になったことによる増加
: 約3,290億円
- ・ 出荷制限や風評被害等見積額の算定期間を延ばしたこと等による増加
: 約3,060億円

(2) 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

- 自主的除染に係る費用、宅地田畑以外の土地、立木の賠償の受付を開始。
- 仮払補償金・本賠償ともに未請求の個人の方を、自治体のご協力を得て約900人と特定。この方々に対しても本賠償のご請求についての呼びかけを実施。現在、対象者全体の約98%にあたる約16.2万人から本賠償の請求を受領。

(3) 廃炉等の実施状況

- 福島第一原子力発電所等における重大な人身災害の発生を深刻に受け止め、安全・品質の向上に最優先で取り組む。
- 2015年2月に発生した、一般排水路に関する情報公開の問題を踏まえ、リスクの総点検を行うとともに新たな情報公開の仕組みを導入する。

(4) フュエル&パワー・カンパニーの包括的アライアンス

- 本年4月に中部電力と東京電力との間で設立する合弁会社について、新・総特で想定した包括的アライアンスの効果が最大限確保されることを目指すとともに、特に下記の項目等を記載。
 - 合弁会社の健全な財務基盤の確立のため、フュエル&パワー・カンパニー及び合弁会社の信用力が、HD及び他の事業子会社から不合理な影響を受けないよう、これを確保する仕組みの確立に向け、関係機関と協議する。
 - 中部電力と東京電力の既存火力発電事業の統合に際しては、合弁会社の企業価値の向上に資する事業活動が阻害されないよう、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と東京電力の間で締結している株式引受契約について、内容変更等の必要な措置を講じる。

(5) 収支の見通し

- 2014年3月期の決算実績及び2015年3月期の収支の見通しに関する事項について注記。

以上